

■ 求職者が利用できる手当や助成金等について



2020年12月 現在

名称	概要	条件	申請先	締切	問合せ先	参考情報 (URL)
職業訓練受講給付金 (国)	雇用保険を受給できない求職者（受給を終了した人を含む）が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度。 ・職業訓練受講手当：100,000円（月額） ・通所手当：職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり） ・寄宿手当：10,700円（月額）	次のすべての要件を満たす「特定求職者」が対象。 1. ハローワークに求職の申込みをしていること。 2. 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。 3. 労働の意思と能力があること。 4. 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと。 ※所得制限等の支給要件あり。	住所地を管轄するハローワーク	-	住所地を管轄するハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/safety_net/44.html
再就職手当 (国)	雇用保険の受給資格を満たしている人が、早期に再就職先が決まった場合にもらえる手当。 ・支給日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職した場合：失業手当の支給残日数の70%の額 ・支給日数を所定給付日数の1/3以上残して早期に再就職した場合：失業手当の支給残日数の60%の額	1. 受給手続き後、7日間の待期間満了後の再就職であること。 2. 失業手当の支給日数が、所定給付日数の1/3以上残っていること。 3. 再就職先が離職した前の会社（関連会社も含む）と密接な関わりがないこと。 4. 待期間満了後1ヶ月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者からの紹介で決定した再就職であること。 5. 再就職先に1年以上勤務することが確実であること。 6. 原則として、雇用保険の被保険者になっていること。 7. 過去3年以内に再就職手当や常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと。 8. 受給資格決定（求職申込み）前から採用が内定していた会社に雇用されたものでないこと。	住所地を管轄するハローワーク	-	住所地を管轄するハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/0000135058.html
就業促進定着手当 (国)	再就職手当の支給を受けた人がその再就職先に6ヶ月以上雇用され、かつ再就職先で6ヶ月の間に支払われた賃金が離職前の賃金よりも低い場合にもらえる手当。	1. 再就職手当の支給を受けていること。 2. 再就職日から同じ事業主に6ヶ月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること。 3. 再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること。	住所地を管轄するハローワーク	-	住所地を管轄するハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/0000135058.html
就業手当 (国)	雇用保険の受給資格を満たしている人が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に（非正規で臨時的に就業した場合に）もらえる手当。 ・就業した各日について基本手当日額の30%に相当する額（一定の上限あり）	1. 就業前日の段階で失業手当の支給日数が45日以上残っており、かつ所定給付日数の1/3以上残っていること。 2. 関連事業主を含め、離職前に属していた事業主からの再雇用でないこと。 3. 失業手当の申請前に雇入れを約束していた事業主からの雇用でないこと。 4. 7日間の待期間が経過してから就業あるいは自営業を開始したこと 5. 自己都合退職で給付制限期間中の場合、待期間満了から1ヶ月の間は、ハローワークまたは職業紹介事業者からの紹介で就業していること。	住所地を管轄するハローワーク	-	住所地を管轄するハローワーク	https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_stepup.html
高齢雇用継続基本給付金 (国)	失業手当（再就職手当など失業手当を支給したとみなされる給付も含む）を受給していない人が対象の給付金。原則として60歳時点の賃金と比較して、60歳以後の賃金（みなし賃金を含む）が60歳時点の75%未満となっている場合の給付金。	1. 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。 2. 被保険者であった期間が5年以上あること。	住所地を管轄するハローワーク	-	住所地を管轄するハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655532.pdf
高齢再就職給付金 (国)	失業手当を受給し再就職した人が対象の給付金。失業手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金が失業手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となっている場合の給付金。	1. 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。 2. 失業手当についての算定基礎期間が5年以上あること。 3. 再就職した日の前日における失業手当の支給残日数が100日以上あること。 4. 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。 5. 同一の就職について、再就職手当の支給を受けていないこと。	住所地を管轄するハローワーク	-	住所地を管轄するハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655532.pdf